

一般競争入札（総合評価落札方式）

ガイドライン

平成 26 年 12 月

社会福祉法人 福医会

## 1 はじめに

社会福祉法人福医会（以下、「当法人」という。）においては、社会福祉法人の特性及び社会的意義に鑑み、調達・契約の透明性、公正性を確保するため、地方公共団体の契約方法に準じた競争契約の実施に努めているところではありますが、専門的技術やノウハウなどの技術的、能力的要素が高い事業については、一概に価格だけの競争では最適な調達ができない場合があり、そのため一般競争入札の拡充を図るべく、事前に評価項目、評価基準を公表した上で、競争参加者に対して技術等の提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の提案をした者を落札者とする「総合評価落札方式」による一般競争入札を活用することと致しました。

このガイドラインにおいては、総合評価落札方式による手続きについて示します。

## ☆ 契約方式について

### ・随意契約

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合等に、一定の条件等の下で選んで特定した者と商議によって契約を締結する契約方式

### ・指名競争契約

入札に参加する者を、契約の内容に応じた条件等に応じて複数選定し、契約内容、入札条件等を通知し、競争入札により契約相手方を決定して契約する方式

### ・一般競争契約

契約の内容、入札条件等を広く一般に公告して一定の資格のある不特定多数の者を入札に参加させ、最も有利な条件をもって応札した者を相手方として契約を締結する方式

→「最低価格落札方式」

→「総合評価落札方式」

## 2 契約方法について

### (1) 総合評価落札方式とは

一般競争契約には、大別して仕様を詳細に提示して、価格のみについての競争を行う、従来から原則とされている「最低価格落札方式」と、仕様に基づき価格以外の専門的技術やノウハウなどの技術的要素についての提案を受け、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する「総合評価落札方式」との2種類があります。

## (2) 価格点と技術点の得点配分について

価格点は、実施体制等、事業の実行可能性を確保するための評価項目など、価格と同等に取り扱って評価することができる評価項目の合計と同一の点数となります。

これに対して、創造性及び新規性等の、価格とは同等に評価できない部分については、価格点の評価が過度に低くならないようにするために、事業類型ごとに総合評価点に占める価格点の割合を定めることが一般的ですが、当法人の場合は、例えば研究・開発事業のような、高度な技術要素を求める事例は少ないと思われることから、一般的な場合の例により、総合評価点に占める価格点の割合は、3分の1以上としています。

## 3 手続きについて

- (1) 仕様書・実施要領・入札説明書・提案書作成要領・技術評価基準書の策定
- (2) 入札公告
- (3) 入札説明会
- (4) 入札（入札書、提案書の提出）
- (5) 審査
- (6) 開札・落札
- (7) 見積書提出
- (8) 契約締結
- (9) 事業開始
- (10) 評価結果・落札結果の公表
- (11) 事業終了、完了報告書・成果物・納品書等提出
- (12) 検収（検査）
- (13) 請求書の提出
- (14) 対価の支払い

※長期継続事業の場合は、(11)以降が各月ごと等となる。

## 4 調達情報・入札公告について

入札案件は当法人ホームページ及び掲示板による掲示により公示されます。

当法人ホームページ：<http://www.fukuikai.com/>

## 5 入札説明会について

総合評価落札方式は、仕様書の受領と説明会への参加を必須としております。

開催日時・場所、参加の要否は入札公告に記載されております。

説明会においては、事業の内容や総合評価落札方式における審査の評価基準などについて説明を行いますので、必ず参加をお願い致します。

## 6 入札の手順

### (1) 入札方法について

総合評価落札方式においては、説明会で配布された説明資料・仕様書等に基づき、技術提案書を作成し、入札書、委任状などと一緒に入札公告に記載した提出期限内に提出して頂きます。郵送の場合であっても提出期限内に必着となりますのでご注意ください。

### (2) 競争参加に必要となる書類

- ・入札書
- ・提案書
- ・委任状（代理人を定めて入札手続きを行う場合）
- ・その他、入札説明書により提出を求めた資料

## 7 技術審査について

応札者から提出された提案書の内容については、審査会を設け審査を行い採点致します。

また、審査の一部としてプレゼンテーションの実施を条件とする場合もあります。

なお、提案には事業を実施するうえで、重要な事項を必須項目としておりますので、必須項目に漏れがないように提案して下さい。必須項目について提案がなかった場合は開札の対象となりませんのでご注意ください。

## 8 開札・落札について

### (1) 開札は、入札者の立会いの下で入札書を開き、落札者を決定致します。

総合評価落札方式は、予定価格の範囲内の入札について、以下の方法で総合評価点を算出し、最高得点を得たものを落札者と致します。

#### ・総合評価点算出法

##### ① 加算方式

提案内容評価点＋価格点

又は、

##### ② 除算方式

提案内容評価点÷入札価格

### (2) 開札時の総合評価点が同じである場合

開札時の総合評価点が同点である場合、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定致します。

### (3) 低入札価格調査について

一般競争入札に際して、著しく低い価格の入札があった場合には、当法人は調査を実施し、その結果、当該価格では適正な契約の履行の確保が困難と認められる場合には、当該入札者と契約を結ばず、次点の者と契約をすることがあります。

(4) 再度入札

開札時に、予定価格の範囲内での入札がなかった場合は、再度入札を行います。

(5) 審査結果の公表

審査結果及び落札結果については、当法人ホームページの「入札情報」－「入札結果・契約結果」において公表されます。